

# 総務文教常任委員会

令和7年3月5日

総務財政部 管財課

市民協働部 人権協働課

教育振興部 教育総務課

## 社地域小学校等の跡地活用について

社地域小中一貫校の開校に伴い、閉校となる社地域小学校等の施設及びその跡地の活用方法における検討状況について、報告します。

### 1 各地域におけるこれまでの検討について

#### (1) 社小学校

委員会開催日時及び場所	(第1回) 令和6年6月3日(月)午後7時～午後9時 (第2回) 令和6年7月9日(火)午後7時～午後9時30分 ともに加東市役所5階501会議室
委員会の協議事項等	(1) 社小学校施設及び跡地の現状説明 (2) 地域における活用希望案の検討
委員会での主な意見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティ施設、スポーツ施設、避難所が必要である。</li> <li>・避難所がなくなるのは不安である。</li> <li>・地域では、人的にも費用面でも維持管理するのは難しいため、公共施設として残してほしい。</li> <li>・一部に地域コミュニティ施設を建築し、残りを住宅地として売却するのがいい。</li> <li>・地域コミュニティ施設としての具体的な活用案の検討は難しい。</li> <li>・社小学校は唯一住宅地として売却できる土地であり、社小学校を残した場合、他の小学校を残せないことから、人口増、財源確保の観点からも住宅地として売却するのがいい。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><b>避難所及びコミュニティ施設の建築は希望するが、社小学校跡地については、すべて住宅地として売却する。</b></p>

#### (2) 福田小学校

委員会開催日時及び場所	(第1回) 令和6年6月14日(金)午後6時50分～午後8時30分 (第2回) 令和6年9月6日(金)午後6時50分～午後8時20分
-------------	---

	ともに沢部コミュニティセンター
委員会の協議事項等	(1) 福田小学校施設及び跡地の現状説明 (2) 地域における跡地活用に対する意見等
委員会での主な意見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所がなくなったら困る。市の防災計画を示してほしい。</li> <li>・施設が残る可能性があるなら具体的な活用方法を協議する。</li> <li>・地域で使用する頻度は少ないが、地域の活性化として見えない部分を考慮する必要があるのではないか。</li> <li>・地域の活性化のために施設は必要だが、地域で施設の維持管理をすることはできない。公共施設として市に維持管理をしてほしい。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><b>公共施設としての活用案を検討する。</b> (令和6年12月16日に小学校等閉校後施設活用検討委員会から「福田小学校閉校後の施設活用について(素案)」が提出された。)</p>

### (3) 米田小学校及び米田こども園

委員会開催日時及び場所	令和6年10月25日(金)午後7時～午後8時55分 加東市役所3階302会議室
委員会の協議事項等	(1) 米田小学校・こども園施設及び跡地の現状説明 (2) 地域における活用希望案の検討
委員会での主な意見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所がなくなるのは不安である。</li> <li>・地域では、人的にも費用面でも維持管理するのは難しい。</li> <li>・多くの施設をもっていたら多額の維持管理費がかかるため、将来世代への負担が増える。</li> <li>・こども園を活用する場合、具体的な活用案の検討が難しい。</li> <li>・スポーツ少年団が使用しているので、運動場は残してほしい。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><b>小学校の運動場及び屋外トイレを残してほしい。</b></p>

### (4) 三草小学校

委員会開催日時及び場所	令和6年6月13日(木)午後7時～午後9時 加東市役所5階501会議室
-------------	--

委員会の協議事項等	(1) 三草小学校施設及び跡地の現状説明 (2) 地域における活用希望案の検討
委員会での主な意見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所がなくなるのは不安である。</li> <li>・地域では、人的にも費用面でも維持管理するのは難しい。</li> <li>・小さな施設を公共施設として残してほしい。</li> <li>・スポーツ少年団が使用しているので、運動場は残してほしい。</li> <li>・持続可能かつ周辺地域に対して理解のある事業者売却するのがいい。</li> <li>・災害時には避難所として活用できることを条件として民間事業者売却してほしい。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>運動場と屋外トイレを残してほしい。校舎を売却する場合は、持続可能かつ周辺地域に対して理解のある事業者売却してほしい。また、事業者売却する場合は、協定等で災害時に避難所として活用できるようにしてほしい。加えて小さな施設を公共施設として残してもらえたらありがたい。</p>

(5) 鴨川小学校及び鴨川保育園

委員会開催日時及び場所	令和6年8月9日(金)午後7時～午後8時20分 加東市役所3階301会議室
委員会の協議事項等	(1) 鴨川小学校・鴨川保育園施設及び跡地の現状説明 (2) 地域における活用希望案の検討
委員会での主な意見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設として残す場合は活用方法を考えるが、地域で費用負担はできない。</li> <li>・ネットを活用した情報発信をする公共施設として活用できないか。</li> <li>・鴨川地域のコミュニティ施設だけでなく、ほかの地域の人にも使ってもらいたい。</li> <li>・残してほしいとの意見はあるが、当初に提出した活用希望案以上に具体的な活用案に関する意見はほとんどない。</li> <li>・潰してしまったほうが住民（特に若い世代）の負担が減ると思う。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>検討委員会の内容を踏まえ、地域で検討し、地域の希望を決定する。</p>

	<p>(令和6年9月末に鴨川地区区長会から「校舎を残したいという強い気持ちはあるが、地域で多額の維持管理費を負担出来ないため、地域の活用希望は取り下げることとし、公共施設として市が活用する場合は、協力する」との回答があった。)</p>
--	---

## 2 跡地等の活用までの暫定利用について

閉校後の社地域小学校の運動場及び屋内運動場については、施設が活用できる間は、継続して使用できる施設とします。

校舎については、学校施設としての用途は廃止しますが、教育委員会が運動場及び屋内施設とともに一体的に維持管理をします。

### (1) 社小学校

使用者：兵庫県（北播磨県民局）

使用期間：令和8年3月から令和10年9月まで

※建物、土地ごとに貸付期間は異なります。

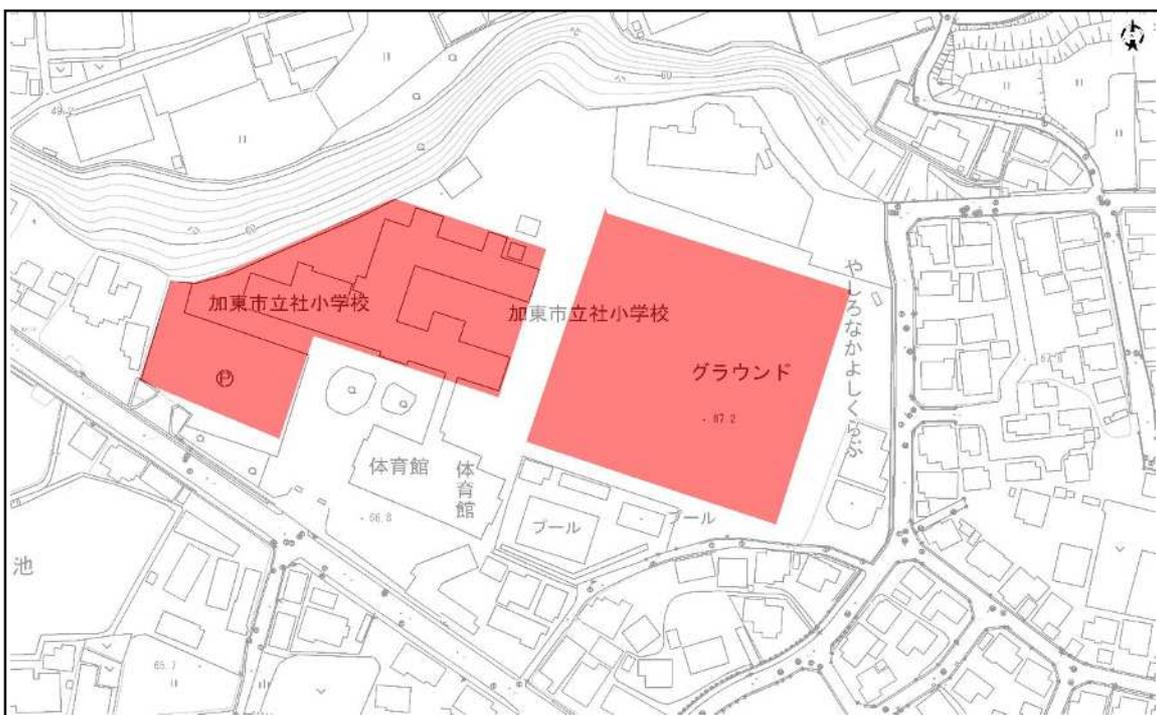
使用場所：校舎、駐車場及び運動場の一部

使用内容：社総合庁舎の長寿命化改修工事実施期間中の仮庁舎として利用

使用料：約1億4,900万円

※工事の進捗状況により使用場所、使用期間が変更になる場合があります。また、使用場所等の変更により使用料も変更になる場合があります。

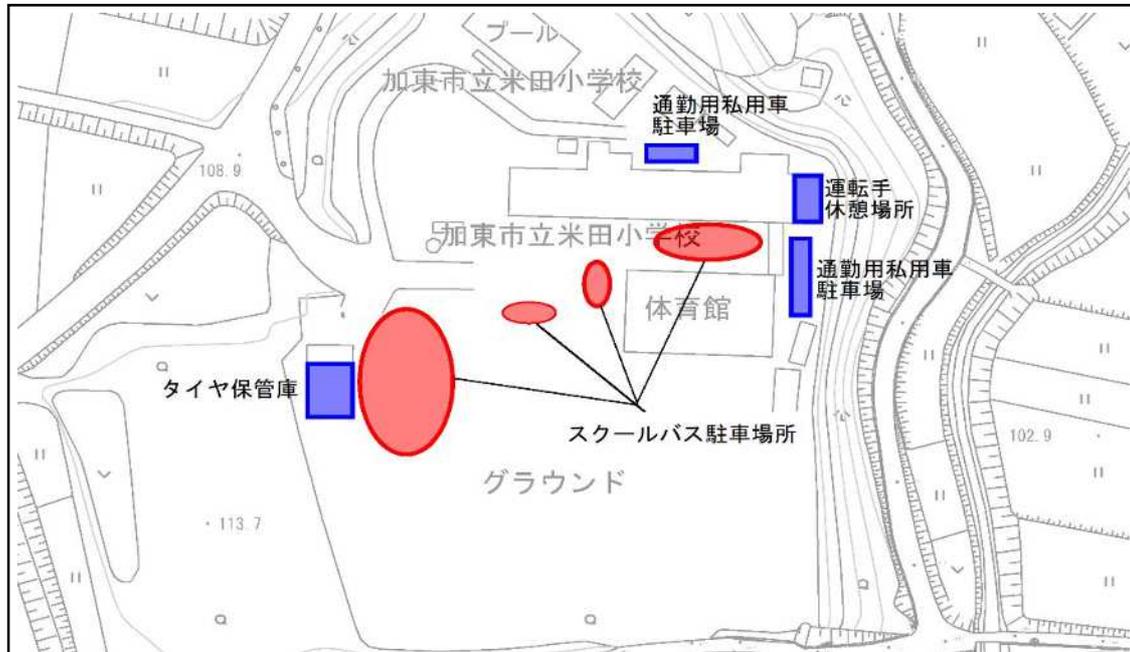
### (貸付場所イメージ図)



## (2) 米田小学校

米田小学校は、令和7年4月から校舎の一部、運動場及び敷地の一部を社  
学園スクールバスの駐車場所及び運転手の休憩場所として使用します。

(イメージ図)



## (3) 給食センターの建替え・移転等について

現給食センターは、平成10年に建設され約27年経過します。将来的には  
長寿命化又は建替工事が必要となりますが、老朽度調査からも早期建替の必  
要性は低い状況です。

ただし、建物の底地が借地（契約期間：平成18年5月1日から令和9年7  
月31日）であること、また食物アレルギー対応食の調理に係る整備も考  
え、今後、施設整備の検討が必要となります。

現時点においては、小中一貫校整備に係る教育費の財政負担等もあるた  
め、給食センター整備に係る時期、整備内容に加え、場所については決定し  
ていません。

## 3 公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業）の拡充

公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業）の対象施設が、こ  
れまでは集約化もしくは複合化（以下、「集約等」という。）する施設のみで  
したが、令和7年度の地方財政対策として、総務省から新たに集約化等によ  
り除却する施設も対象となる旨、周知がありました。詳細については、後日  
改めて通知される見込みです。なお、集約化等により除却する施設につい  
て、この起債を活用するためには、集約化等した施設の供用開始から5年以  
内に除却する必要があります。

# 小学校区ごとの活用案

令和7年2月末現在

	社小学校	福田小学校及び旧福田幼稚園	米田小学校及び米田こども園	三草小学校	鴨川小学校及び鴨川保育園
公共施設（公共）による活用	<p>(暫定利用) 【運動場・屋内運動場】 市民、スポーツ団体、地域等に貸出し (暫定利用) 【校舎、駐車場及び運動場の一部】県に貸付（R8.3月～R10.9月）</p>	<p>(暫定利用) 【運動場・屋内運動場】 市民、スポーツ団体、地域等に貸出し</p>	<p>(暫定利用) 【運動場・屋内運動場】 市民、スポーツ団体、地域等に貸出し (暫定利用) 【校舎の一部、運動場及び敷地の一部】 スクールバス駐車場所及び運転手の休憩場所（R7.4月から当面の間）</p>	<p>(暫定利用) 【運動場・屋内運動場】 市民、スポーツ団体、地域等に貸出し</p>	<p>(暫定利用) 【運動場・屋内運動場】 市民、スポーツ団体、地域等に貸出し</p>
地域による活用 ※提案を含む。	—	<p>(公共施設としての提案) 【運動場、屋内運動場及び旧福田幼稚園】 活動内容： ①文化関係団体によるワークショップ ②福田地域の運動会、球技大会等 ③出前講座 ④こども会等各種団体の行事 ⑤スポーツ団体の活動 ⑥福田地区地域づくり協議会の活動 ⑦ふくだマルシェ（地元産物販売等） ⑧指定避難所</p>	<p>【運動場・屋外トイレ】 スポーツ少年団等の活動</p>	<p>【運動場・屋外トイレ】 スポーツ少年団の活動</p>	—
民間等による活用 ※サウンディング、個人からの提案を記載	<p>・店舗、公園を併設した戸建て住宅、賃貸住宅</p>	<p>・スポーツ施設及び道の駅</p>	<p>(米田小学校) ・ドッグラン複合施設、起業者向けシェアード教室貸出し、プールを活用したチョウザメの飼育、加工販売及び犬用プール等 ・新規就農者の作業場、倉庫、出荷拠点及びカフェ、マルシェ、観光農園の開設、ドッグラン等による貸出し (米田こども園) ・デジタルによる「協働」の環境構築を目的とした拠点施設 ・放課後デイサービス事業等の福祉事業、企業主導型保育事業</p>	<p>・お茶の栽培をメインとした複合施設 ・放課後デイサービス事業、生活介護事業、就労継続支援B型事業を行う地域に開かれた福祉事業所 ・地域にとって身近な複合施設 ・新規就農者の作業場、倉庫、出荷拠点及びカフェ、マルシェ、観光農園の開設、ドッグラン等による貸出し ・レストラン、宿泊施設、ゴルフ工房、ゴルフ練習場、動物ふれあい、アスレチック、茶畑、野菜、フルーツの栽培等</p>	—